

会 議 録

会議名	亀岡市男女共同参画審議会		
担当課	生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係		
開催日時	令和5年2月7日（火） 午後1時30分～3時15分		
開催場所	市役所別館3階 会議室		
出席者	委員	10人	
	その他	0人	
	事務局	5人	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> 不可	傍聴者数	0人
公開の一部不可及び不可の理由			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 亀岡市男女共同参画審議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長、副会長の選出について (2) 苦情処理部会委員の選出について (3) 進行管理部会委員の選出について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～ 前期実施計画 2021（令和3）年度実施状況報告及び 成果指標について (2) 亀岡市女性の登用率について (3) 亀岡市女性の相談室の概要（2021（令和3）年度）について (4) その他 5 閉会 		

【会議資料】

- ・資料1 亀岡市男女共同参画条例・施行規則
- ・資料2 会議の公開及び会議録の作成等の取扱いについて
- ・資料3 苦情処理のフロー図
- ・資料4 ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて
- ・資料5-1 ゆう・あいプラン2021前期実施計画の実施状況報告・成果指標について
- ・資料5-2 ゆう・あいプラン2021前期実施計画 2021（令和3）年度実施状況報告
- ・資料5-3 ゆう・あいプラン2021前期実施計画成果指標
- ・資料6 亀岡市の女性の登用率
- ・資料7 2021（令和3）年度亀岡市女性の相談室の概要

（参考資料）

- ・ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～
- ・ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～ ダイジェスト版

【概要】

- 1 委嘱状交付
・桂川市長から出席委員に委嘱状を交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員及び事務局の紹介
・各委員順番に自己紹介
・事務局職員の紹介
- 4 亀岡市男女共同参画審議会について

司 会（人権啓発課長）

：次第3「亀岡市男女共同参画審議会」について事務局から説明いたします。

事 務 局（人権啓発課副課長）

：お手元の資料2「会議の公開、会議録作成の取扱い」を御覧ください。

この審議会は、亀岡市男女共同参画条例第19条に規定しておりますとおり、男女共同参画に関する重要な事項を調査、審議いただくために、平成15年5月2日から設置しております。

この審議会で審議された内容については、原則公開といたします。会議録については後日、市民情報コーナー及び亀岡市ホームページで公開することとなりますので御承知おき願います。

ただし、会長、部会長が必要と認めたときは、会議に諮り、非公開とすることができることとなっております。

司 会：続きまして、条例施行規則第8条に基づき、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。会長及び副会長各1人については、委員の互選によって定められておりますが、選出はいかがいたしましょうか。

A 委 員：事務局に一任します。

司 会：事務局一任との御意見がありましたので、事務局から提案させていただきます。本審議会第10期につきましては、会長を杜 恵美子（もり えみこ）委員に、副会長を中村 正（なかむら ただし）委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（委員一同、拍手）

司 会：それでは、第10期の亀岡市男女共同参画審議会の会長を杜 恵美子委員、副会長を中村 正委員にお願いすることといたします。杜会長、中村副会長、前の席に御移動をお願いします。

（杜会長、中村副会長 移動）

司 会：ここで改めまして、杜会長、中村副会長からそれぞれ御挨拶をお願いします。

会 長：御苦労様でございます。選出いただきました杜恵美子でございます。前回も会長という形で選出していただきましたが、本当に皆さんが色々な御意見を出していただいたことが、とても力強く感じたかなという風に思います。
先ほど桂川市長から任命されました、審議会としまして、より女性たちが活動しやすい、あるいは決定権のある場に行くことができる、女性の参画の課題、そして女性たちの登用など、様々な形で向き合うべき課題をしっかりと共有しながらその糸口のところの様々な知恵、そして、とても大事なものは、市民感覚というか、ごく日常的に暮らしておられる皆さんが感じる男女の問題、そして性を越えた、色々な大変な状況にある人達との感覚にも寄り添いながら、しっかりと与えられた審議会の役割を、皆さんの意見をたくさんいただく中で作り上げていけたらいいなという風に感じているところです。よろしく願いいたします。

司 会：ありがとうございます。それでは副会長、よろしく願いいたします。

副 会 長：座ったままで失礼します。中村と申します。京都市民ではありますが、隣の街ですので、京都府のレベルの政策審議や、国のレベルの政策審議などの観点を御紹介したり、そのような観点から亀岡市の男女平等の発展に寄与したいなと思い、多分4期目ですが、やらせていただきます。
よろしく願いいたします。

司 会：ありがとうございます。

それでは、これ以降の会議進行につきましては、条例施行規則第9条第1項に基づき、会長が議長となつていただき進行をお願いいたします。

会 長：申し訳ありません。少し体調が悪いので、副会長に進行をお願いできますでしょうか。

副 会 長：それでは、条例施行規則第8条第3項に基づき、会長に代わって、次第に基づき進行させていただきます。
次第3の(2)「苦情処理部会」について、事務局から説明願います。

事 務 局：お手元の資料3「苦情処理のフロー図」を御覧ください。

この「男女共同参画審議会」には「苦情処理部会」を備えております。

苦情処理システムとは、市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるとき、市民や事業者等は、市長に申し出をすることが出来る制度でございます。

申し出を受けた市長は、この審議会の意見を聞き、適切な措置を講じます。「苦情処理部会」は、申し出事項に関する調査等を実施し、その結果を審議会に報告する機関でございます。これまで同様、苦情処理部会を設置したいと考えております。

副 会 長：ありがとうございます。それでは、規定と趣旨に基づき、委員の選出をします。条例施行規則第10条第2項により、「部会に属すべき委員は会長が指名する」とありますので、人数は6人、性別が偏らないように配慮し指名したいと思います。会長に事故がある時は副会長が職務を代理するとありますので、会長に代わり指名してよろしいでしょうか。

それでは、植田委員、河原委員、川上委員、栗田委員、里内委員、私（中村副会長）の6人を部会の委員として指名させていただきます。よろしいでしょうか。

（委員一同、拍手）

副会長：それでは、指名した6人に苦情処理部会の委員をお願いします。

次に、条例施行規則第10条第3項「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」とあります。苦情処理部会の部会長の選出に移らせていただきます。

部会長の選出はいかがいたしましょうか。

B委員：事務局に一任します。

副会長：ありがとうございます。事務局一任との御意見がありました。

事務局案をお願いします。

事務局：では、事務局から提案させていただきます。

部会長を中村副会長にお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

（委員一同、拍手）

副会長：ありがとうございます。それでは、私が部会長ということで、よろしくお願ひします。

事務局：続いて、部会長の職務代理を中村部会長に指名していただきたいと思います。

お願いいたします。

副会長：条例施行規則第10条第5項に基づいて、部会長に事故がある時、または欠けた時の職務代理をあらかじめ定めておくということで、職務代理を川上委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（委員一同、拍手）

副会長：よろしくお願ひいたします。

それでは、次第3(3)「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて」事務局から説明をお願いします。

事務局：お手元の資料4「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて」を御覧ください。ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～を着実に推進し、その効果を上げていくために、毎年度の計画の推進状況を把握、その効果を評価し、結果に基づく必要な見直しを行うなどの進行管理を行うこととしております。各施策担当課がそれぞれの事業実績を自己評価し、その結果を男女共同参画審議会が分析して計画の推進状況を総合的に評価するとともに、各事業に更なる男女共同参画の視点を加えることができるよう改善策を提言する部会を設置したいと考えております。

副会長：よろしいでしょうか。条例施行規則第10条第2項に基づき、部会に属すべき委員は会長が指名するとありますので、指名をさせていただきますが、私が代わっ

てでよろしいでしょうか。

(異議等の声なし)

副会長：それでは、人数は7人、性別が偏らないように配慮し指名いたします。
「ゆう・あいプラン2021」進行管理部会の委員に、安藤委員、大西委員、川勝委員、中川委員、法貴委員、松井委員、社会長 を指名します。
よろしいでしょうか。

(委員一同、拍手)

副会長：それでは、続いて条例施行規則第10条第3項に基づき、進行管理部会の部会長を選出したいと思います。いかがでしょうか。

C委員：事務局に一任します。

副会長：事務局一任との御意見がありましたので、事務局から提案をお願いします。

事務局：事務局から提案させていただきます。部会長を社会長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

副会長：事務局から提案がありました。いかがでしょうか。

(委員一同、拍手)

副会長：ありがとうございます。

事務局：また、条例施行規則第10条第5項に基づき、部会長に事故がある時や欠けた時の部会長の職務代理を、杜部会長に代わって、中村副会長に指名していただけますでしょうか。

副会長：それでは、職務代理を川勝委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員一同、拍手)

副会長：ありがとうございます。それぞれ、今指名をさせていただいたり確認をさせていただいた委員の皆さんで、この審議会と関わって動かしていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

5 議題

副会長：それでは、議題に入りたいと思います。

次第4(1)ゆう・あいプラン2021前期実施計画「2021年度実施状況報告及び成果指標」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、議題(1)のゆう・あいプラン2021前期実施計画「2021年度実施状況報告及び成果指標」について、御説明申し上げます。
資料5-1を御覧いただきますようお願いします。

ゆう・あいプラン2021前期実施計画の2021年度実施状況報告・成果指標をまとめた資料となっております。

本市は、2002年12月に「亀岡市男女共同参画条例」を制定し、2003年4月1日に施行しております。条例第14条には、「市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする」と定めております。

また、2020年度に男女共同参画計画「ゆう・あいプラン2021」を策定し、男女共同参画事業を実施しておりますが、「ゆう・あいプラン2021」をより実効性あるものにするため、2021年度からの計画期間のうち2025年度までを「ゆう・あいプラン2021前期実施計画」とし、2026年度から2030年度までは「ゆう・あいプラン2021後期実施計画」の期間としております。2022年4月には事業の主管課を対象に前期実施計画の初年目となる2021年度の実施状況調査をし、評価を行いました。計画項目における2021年度の実施状況報告、成果指標について概要を御説明します。

2021年度の事業実施状況につきましては、全部で84項目あり、A評価の「計画通り達成できた」ものが71項目、全体の84.5%となっております。

次に、B評価の「実施したが、改善が必要」のものが10項目、全体の11.9%となっております。

次に、2021年度には実施しなかったものが1項目の1.2%、評価なしとして、意識調査など2021年度に実施がなかったものが2項目で、全体の2.4%となっております。

次に2021年度の成果指標につきましては、全部で61項目、うち41項目、率にして67.2%が、前期実施計画最終年度の2025年度の目標数値を達成しております。

また、「目標未達成」のものが13項目、率にして21.3%、「実施実績なし」として意識調査など2021年度に実施がなかったものが、7項目、率にして11.5%となっております。

次のページにつきましては、実施項目84項目について、部別の該当項目数、事業評価をまとめた資料となっております。

実施状況の詳細につきましては、資料5-2以降に記載しております。

資料5-2を御覧いただきますようお願いいたします。先ほど申し上げましたとおり、2021年度事業実績で、B評価の「実施したが、改善が必要」の評価のものにつきましては、10項目ございました。

まず、2ページの4番、「関連図書・資料の収集と提供」担当課、図書館の項目がB評価で、「男女共同参画やジェンダーを意識したおはなし会の実施回数」の実績が年0回で、目標値年1回に達していません。これは、新型コロナウイルス感染予防のために「ミニおはなし会」として開催時間を短くしたため、男女共同参画の話ができなかったということでございます。

次に、7ページの1番、「市の審議会等への女性の積極的登用」担当課、企画調整課、人権啓発課の項目がB評価で、審議会等の女性委員の比率が34.0%で、目標値の50%を下回っており、また、女性委員のいない審議会等が1つあるため、目標値を下回っております。

次に、その下の2番、「市女性職員の管理監督職への積極的登用」担当課、人事課の項目がB評価で、管理監督職に占める女性職員の割合が33.5%で、目標値の40.0%以上を下回っております。

次に、その下の3番、「学校運営における男女共同参画の推進」担当課、教育総務課の項目がB評価で、小学校（義務教育学校前期課程含む）における女性管理職の登用率の割合が30.6%で、目標値の40.0%を下回っており、中学校

(義務教育学校後期課程含む)における女性管理職の登用率の割合が0%で、目標値の20.0%を下回っております。

次に、8ページ6番、「地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進」担当課、農業委員会の項目がB評価で、女性農業委員数の実績が7人で、目標値の10人を下回っております。

次に、9ページ一番下の2番、「第3次亀岡市元気農業プランの推進」担当課、農林振興課の項目がC評価となっており、ふるさと料理塾開催回数の実績が0回で、目標値の年5回を下回っております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け事業を中止したためです。

次に、10ページの5番、「エンパワーメント・スキルアップ講座の開催」担当課、人権啓発課の項目がB評価で、講座の開催回数の実績が1回で、目標値の2回を下回っています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したためです。

次に、11ページの5番、「亀岡生き物大学」担当課、市民力推進課の項目がB評価で、親子活動の場の提供回数の実績が年17回で、目標値の年20回を下回っており、親子活動の参加者数が374人で、目標値の1,000人を下回っております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため提供回数や参加者数を減らして実施したためです。

次に、18ページ3番、「生涯スポーツ社会の推進と充実」担当課、生涯スポーツ課の項目がB評価で、スポーツ大会(市及びスポーツ協会主催事業)等の参加人数の実績が3,946人で目標値の18,000人を下回っております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止や縮小したためです。

次に、23ページの3番、「男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理」担当課、人権啓発課の項目がB評価で、実施状況の点検評価達成率A評価の令和3年度実績が74.1%で目標値の90%以上を下回ったことによるものでございます。

まとめますと、B評価の10項目のうち4項目は新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の中止や縮小によるもので、5項目は重点プラン3「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」に係る項目でした。残りの1項目は点検評価達成率が目標を下回ったものがございます。

また、C評価の1項目も、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の中止によるものでした。

次に、成果指標の詳細につきましては、資料5-3をお願いします。

先ほども申し上げましたが、成果指標の対象となるものは、全体で61項目ありまして、2021年度の目標数値を未達成のものが、61項目中13項目となっております。

まとめますと、目標未達成の13項目のうち6項目が新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の中止や縮小によるもので、6項目は、2ページの重点プラン3「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」に係る項目でした。残りの1項目は、4ページ重点プラン13の実施状況の点検評価達成率が目標を下回ったものがございます。

ここで一つお知らせしておきたいのですが、2ページの重点プラン3の上から4つ目と5つ目の小学校・中学校における女性管理職の登用率の成果指標ですが、小学校や中学校の管理職の登用については、京都府において登用されるもので、亀岡市の裁量はできないため、次年度からは、成果指標ではなく参考指標として表示させていただきたいと思っております。新たな成果指標については、後期実施計画に向けて決定していきたいと考えておりますので、御承知おきください。

成果指標については、新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、状況を注

視しながら事業を実施していきたいと考えております。

また、「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」については、各審議会の男女比率や女性管理職の比率を確認し、女性の積極的登用をより促進し、今後とも、成果指標とする目標が達成できるよう、男女共同参画の視点を持った事業の推進をしていきたいと考えております。

副会長：ありがとうございます。このプラン自体がかなりタイトなものです。10年計画でしたよね。今は前期の進行中ということで、毎年毎年、点検をしていくということになっているかと思えます。私もこの計画を作った時の委員だったと記憶していますが、毎回点検がありますね。事務局から補足等がありますか。

事務局：皆さんの御意見などを頂戴したいと思います。

副会長：御意見や質問などありますでしょうか。

少し考えていただいて、一気に説明がありました。理解を体系的にしななければならないんですが、コロナの影響というのは、やむを得ないところがあるので、亀岡だけで何ともできないということがあるものは、やむを得ない面があるんでしょうけど、コロナと無関係に進捗を点検した方が良いものなど、いろんな角度で構いません。あるいはコロナだったから、という部分で、このオンラインもそうですが、以前は審議会もオンラインでしていませんでしたよね。コロナだから進んだものというのは、この計画が立てられる時には想定していなかったの、コロナだから進んだものも逆にあるのかなと思います。

適宜、計画を見直していく機会が前期と後期の間にあるので、そこに役立てるような質問でも構いません。どうぞ御遠慮なく質問をお願いします。

D 委員：説明ありがとうございました。今、副会長がおっしゃられたように、コロナで、仕方がなかった部分もあろうかとは言いつつ、計画の遂行にあたって、色々と施策を考えて、していくことで進んでいるというところだとは思いますが、できなかったことによる停滞であったり、後退であったり、というのは懸念される所です。

先ほどおっしゃったように、ウェブなど、計画当初は想定されていなかったような、いろんなツールや、やり方というのも、このコロナ禍で見えてきたものもあるかと思えますので、来年度以降、イベントを実施される時に、できなかった分を取り返すような勢いも必要でしょうし、コロナ前ではできなかったようなことについても、ひと工夫入れるという形で、実施をお願いできればと思います。例えば、ウェブ参加も認めるようなイベントにすると、移動が難しい方であったり、外に出にくいような方であったとしても、そういった方々にも男女共同参画について知っていただける機会がより一層広がることにはなると思えますので、今後のイベントや、企画の持ち方については、そういった視点で、より多くの方に浸透できるようなことを考えていただければと思います。

副会長：ありがとうございます。包括的なコメントだったかと思えますが、何か事務局から応答はありますか。

事務局：御意見ありがとうございます。市役所でもZoomで会議をしたりと、色々な技術が発達しておりますので、そういったものも取り入れながら、オンラインでも参加していただけるようなイベントをしたり、また多くの人数で実施できないものでも、何か工夫を凝らしてアイデアを入れて、たくさんの方に参加していた

だけるように考えていきたいと思っております。

副会長：ありがとうございます。他の委員の皆さんは御質問いかがでしょうか。

E 委員：コロナによっていろんなイベントが中止になっていて、ウェブ会議なり、いろんな交流会なりがされてきたところだと思うんですが、私はボランティアのサークルに入っていて、それもやっぱり今までなら京都府内で1か所に集まって、「皆で何かやりましょう」というのが中止になっていて、コロナで中止になった3年間の中で、やはりZ o o mで参加しようというのが増えてきたんですね。私達、亀岡でもそういったことをやり出そうとしているんですが、W i - F i の環境が亀岡市内では整っている所が少ないというのがあるので、今後、この「ゆう・あいプラン」の中でも、色々な行事をウェブやZ o o mですするというのも考えられたらいいなと思いますし、亀岡市内は整っている所がまだまだ少ないので、そういった整備もしていただきたいなと思います。先ほど、おっしゃっていたように、いろんなイベントがコロナでマイナス面ばかりではなく、Z o o mとかで参加できるようになったというのは、やはり外に出にくい方ですね、特に亀岡市は郊外へ行くと、なかなか交通の便とかも難しかったりして出にくかったりするので、そういった環境も整えられたらいいなと思っています。もしかしたら、男女共同参画には関係ないかもわかりませんが。

副会長：ありがとうございます。どうでしょう。インフラ整備のことだと思いますが。これは多分、自治体とデジタルトランスフォーメーション、自治体レベルのD Xをどうするかというのは、かなり体系的な施策も要りますね。この男女共同部局だけではなく、全般的な話だと思うんですが、それとの兼ね合いもあるので、いかがでしょうか。

事務局：デジタルトランスフォーメーションの推進の方も、今、亀岡市でも行っておりますので、その中で亀岡市のオンラインの会議や催しができるような施設も増やしていきたいというようなご意見があったということは、所管課の方に伝えておきたいと思います。

事務局：追加させていただくと、W i - F i 環境ですが、市役所であれば地下1階に開かれたアトリエという施設を整備しておりますが、そこは無料W i - F i を使える状況になっており、施設自体も無料で市民開放してミーティング等で使ってもらえるような位置付けのものになっておりますので、そこでZ o o mを使った会議もできる環境を整えたところです。また、亀岡市の生涯学習施設ギャラリーかめおかがありますが、その施設もW i - F i 環境を整備したところですので、公共施設のW i - F i 環境というのは順次拡げていくということで今進めているところです。会議等でご利用いただけたらと考えております。

副会長：ということで、男女共同のところからもD Xについては是非強化するようにと、庁内で議論してもらおうとありがたいかなと思いました。他のことで委員の皆さんいかがでしょうか。

C 委員：一番初めの成果指標と事業実施状況のことで伺いたいのですが、これは計画通り達成できたというのが84.5%で、すごく達成率が高いと思いますが、それに対して成果指標は達成率が67.2%で、この20%ぐらいの差は計画通りできたけれども成果としてはあまりという、この差は何にあるんですか。

副会長：どうぞお願いします。

事務局：実施状況報告のものの中には成果指標が入っていない項目もありますので、その分が計画通り達成できたという項目が多くなっている関係で、成果指標の方が達成率が低くなっている状況になっております。

事務局：事業の実施状況につきましては、活動指標ということで具体的に何をやったかということになりますが、成果指標につきましては、それによってどんなアウトカムがあったのかということになります。活動指標の分が、達成度が高かったとしてもそれに対しての成果の方が低いということがあるかと思えます。しかし、成果指標のところも、すべて成果指標になっているわけではなく、活動指標になっているところもございますので、今後進行管理していく上では、この事業の実施状況、活動指標と成果指標のところをもう少し整理することによりまして、これだけ活動指標をやったが、成果が上がらないということであれば、その指標や事業自体がそれで正しいのかどうなのか、成果に結びつくものなのかどうなのか、そういうことを考えていくのが、今後の進行管理の課題かなというふうに考えているところであります。

副会長：いかがでしょうか。

C委員：分かりました。ありがとうございます。もう何点か、いいですか。

今後、計画を見直しながら達成率と合わせていくような感じにしていこうということだと思いますが、またそれとは別に、それぞれの事業計画ですが、市の審議会の男女の割合がちょっと少なかったというのと、あと市の職員の女性管理職の割合が達成していないということでBという評価になっていますが、女性職員の管理職の登用という点で、その年代の中の割合ということですか。それとも管理職全体の中で女性が何人といった割合でされているのか、もともとその年代の女性が少ないけれど、同じ人数必要なので、割合が低くなっているということなのかということをお伺いしたいです。

事務局：管理職全体に占める女性の割合が33.5%ということになります。これは全体に占める管理職の割合ということになりますので、ちょうど管理職になる年齢の方がおられるか、おられないかというのは考慮していない数字になっております。

C委員：ありがとうございます。

副会長：絶対値ということですね。相対比較をせずに、ある時期に切り取ったらこうなったということですね。

C委員：そうでしたらですが、この割合よりは、いる人数で何割の人がという、多分、今、私ぐらいの年代の女性で、まだ上の方に上がってきている人が少ないとは思いますが。就職率などの問題があった時代だと思うので、その割合でした方がその時代時代の割合で男女比というか。男女の比というよりは、その女性で何割、男女で何割とした方が、この評価的にちょっと無理があるのではないかなと思います。女性が少ない中で女性の人数を男性と一緒にするというのが難しいのではないかなと思うので、これは、すいません、提案です。

もう1点だけ、審議会の男女の比率の差ですが、これは農業委員会が0だからということでこの割合がすごく減ってしまっているということですか。

事務局：審議会の割合は、これから説明をさせていただく予定です。

C委員：それでは、あとで大丈夫です。

副会長：どうぞ、F委員。

F委員：先ほどあった話で、私の視点からお聞きしたい部分があります。7ページの真ん中の先ほどの市の女性職員の管理職の方々の部分です。我々一般企業からすると、33.5%は、一般企業というか私が知っている会社からすると、非常に高いかなと思っております。それはですね、こういった取組の中で市として率先して、されているのかなと思っていますが、40%の目標に対して若干マイナスしたといったところの、今回、達成できなかった理由として、要因として何か考えておられるのかという部分と、それから今後そういったところの割合を増やしていくという部分においては、管理職といった部分になってくるので、人材の育成も必要になってくるのかなと思っていますが、そういったところのお考えも踏まえて、こうして増やしていこうと考えているんだというところを、教えていただけたらと思ってしております。ぜひ我々の企業の参考になればという部分もありますので、今ある部分で教えていただけたらと思ってしております。

副会長：政策審議会らしい論点ですが、政策というかそのアクティビティですね。エビデンスとして数字で出てくるものの裏にある持続すべきアクティビティは何だろうと、人材育成ですね。何かありましたら、どうぞ。

事務局：管理職になっていくためには管理職の昇進試験というものがございまして、まず第一段階として、女性の職員も受けようと促していくことが今現在の管理職の役割にもなっておりますので、多分、男性と比べると女性の方がまだ受けない方が、多いかと思えます。そちらの方、声かけをして積極的に試験を受けてもらうようにという働きかけは行っているところでございます。

副会長：よろしいでしょうか。

F委員：はい、ありがとうございます。

副会長：いろんな論点が出てきましたね。

G委員：それに関連してですが、一番男女共同参画が実現できるところが、やっぱり役所だと思います、公務員の方々。民間は絶対的にほとんど無理だと思います。先ほど、お答えの中で、年齢も関係してくるといようなお話がありましたが、以前、私たちが一生懸命男女共同参画を叫んでも、女性職員は管理職になろうという意識はないんですよと言われたことがあるんです。大昔に。頑張って一生懸命、女性の管理職を登用と言ってもらっていますが。それを思うと、実際、女性職員の方が管理職になりたいといような意識の何かアンケートとか取られたことはありますか。

副会長：何かどうぞ。

事務局：アンケートを取ったことはないと思います。

G 委員：市民レベルで言えば、こういう審議会等々に、やっぱり女性を半分入れて欲しいと思うのと、一番達成率がわかりやすく数値が出てわかりやすいのは、こういうお役所の中だと思います。ぜひぜひ、女性の方を管理職の方に、誘導していただいて、本当になつたなというのを実感で示していただくと、民間の方にもっともっと広がっていくと思うので、そのあたりぜひお願いしたいと思います。

事務局：私の私見というか感じているところですが、私が市役所に入りましたときには、女性の方は庶務を中心にやられるというようなところがあったと思います。今そういうところもなくなり、男性も女性も同じように色々な経験を積んでいき、今までは女性の方がおられなかった職場にも、どんどん女性が入っていくようにもなっております。そういった意味では、今、亀岡市といたしましては、管理職の方に向けていくような体制というのは間違いなく進んでいると思います。また、審議会の女性比率につきましては、2つの側面があると思っており、条例等によりまして、市民公募、団体の代表者、有識者というようなことが定められており、それぞれの審議会の中で、ここの団体から選ぶとなっていると思いますが、その団体自体に女性の方がおられない団体というのも多くあります。そうした団体をどう選んでいくのか、そこの団体の中で女性比率を高めていくのかというその2段階で、人権啓発課として色々な審議会等の事務局の方に働きかけていくことによって、少しずつ上げていくしかないと思っています。

副会長：ありがとうございます。やりとりしながら、理解が深まっていくといいなと思っています。他はいかがでしょう。

A 委員：今の女性の管理職の話、ちょっとつけ足してお伺いしたいのですが、私、別に管理職ではないのですが、フルで仕事をしていて、本当に毎日が戦争で、朝起きてから夜寝るまでが戦争なんです。何を削るか言ってたら睡眠時間を削るのが仕方ないというぐらい、やっぱり子供のこと家のこと、それから仕事のことをしていたらとっても時間に追われて過ごしています。女性の意識を上げるのもすごく大事で、こうしたい、ああしたいという自分の意見がいえるようになるのもいいのですが、やっぱりそれをフォローする周りというか、家族であったり地域であったり、そのあたりが男女共同参画の意識を高めることに繋がらないと女性の意識だけでは回っていかないのかなと思っていますので、もっと地域全体にそういう意識が浸透するようにお願いしたいのと、その結果が令和6年の意識調査で出るという感じでいいんですね。その令和6年の意識調査に出た結果によって、また、この事業の見直しがあって後期の計画が成り立つという感じで進めていかれるということでよろしかったですか。意識調査が楽しみだなと思っていますので、またよろしく願いいたします。

副会長：ありがとうございます。このあたり毎回議論になる場所ですね。管理職、委員会、審議会の女性の数とか、参画の大事なことですからね。他のところでもよろしいですが、何かご意見、ご質問を含めてどうぞ。

G 委員：この中の問題ではなくて、要望なんですけど、このように事業をされるときに、できたら、よく子供を預かりますよ、手話、要約筆記もありますよという感じでチラシの中に書かれますが、その時に、必ず予約してくださいという一言が

入るんですよ。やっぱりあれを書かれると予約までして行きたいなというのは若い人たちにないと思うんですよ。だからせっかく要約筆記、手話用意していますって、子供も預かりますって、書いているんだったら、電話で予約してくださいというのは、もうしなくて、最初からつけて欲しいと思うんですよ。その時に、来ようが来まいが、誰も1人もいなくても、その準備は、私お役所の方はできると思うんですよ。そうして、そういう手話通訳とか要約筆記とか、子供を預かる、そういう人たちが、利用する人が0でも、やっぱりそういう人をちゃんと用意してその人たちにしっかりと日当をあげれば、段々広がっていくと思うんですよ。だから、手話、要約筆記用意しています、子供も預かりますと書かれた時に、子供預かるところに電話してください、予約してくださいという一言をね、私、KYOのあけぼのフェスティバルのときに、府の職員の方にそのこと言ったんですよ。せっかく準備していますよと書いて、最後に予約してくださいという一文があったら、絶対子育て中の若い人は、そういうところに参画できないから、文言外して、必ずこちらの方が準備するような体制をして欲しいなど、ずっと以前から思っていたのですが、そのへんの取り扱いはどのように考えておられますか。

事務局：推測の部分もあるかもしれませんが、やはり子供を預かってもらうのに来てもらう方とか、手話してもらうのに来てもらう方とか、誰もその対象の方がなかった時に、せっかく来てもらったのにというところもあって、予約制になっているのではないかなと推測します。そういった方が来られることを、今後もう少し深く色々調べていく中で、予約なしでできるということであればそういうことも模索していけたらと思います。

副会長：亀岡市行政一般についての話が含まれているかと思います。男女共同参画的テーマも、当然子育て支援というのは入っていると思いますので、また、議論してください。ありがとうございます。もうちょっといいですか。まだ、このテーマでいかがでしょうか。ちょっと沈黙の間私が一言すいません。さっきの管理職登用で中学校教頭先生と校長先生、小学校教頭先生と校長先生で管轄任命権が府になっているとすると、ここにあげておく限り、一貫して京都府に依存してますよね。ということは、ちょっと京都府の審議会が私がフィードバックしないといけないかなと思って、基礎自治体に行くとうそういうふうにならぬと、また京都府で発言します。そうするとこの目標をどうするかですよね。先ほどのF委員の話からすると、任用試験でしたか、そういうところに向けてアクティビティですよ。それを同時に新採の時に新採教員に対してどう話をするかとか、それから現にロールモデルがそこにあたりるとか、色々なプロセスをむしろここでは考えた方がいいかなと思って、校長の数という、わかりやすいエビデンスの評価指標だけではなくて、そういうプロセスにどう取り組んだかということも結構大事なのかなと思って聞きました。ということだとすると、色々なことに波及していきますよね。アクティビティとしては、やったということもいえるので、また中間見直しのときに、それを入れたらどうかなとも思いました。それとさらにですね、小学校の女性校長先生は結構いますよね。目標値には、いってないけど、結構出てる。そしたらそれは中学校と小学校に何が違ったんだろうか。母体の数が違うと、女性教員が多いということなのかもしれませんが、それはまたぜひ究明していただいてもいいかなと思います。あといかがでしょうか。

B委員：先ほど、女性管理職の登用の流れの文脈で、A委員がご指摘してた家庭での家事の分担意識というのは、意識づけということよりも、先日別の他府県のあるところでのプログラムで、オンラインの講座だったのですが、家庭での家事シェアと

いうのを推奨してる方から、特に男性向けに家の中の家事分担を上手くするためのプランであったりとか、取組についてお話しするような何かの企画がありました。12ページの家庭における男女共同参画の啓発の部分にあたるような何らかの取組とかも、考える部分なのかなと思いましたので、それだけちょっとお話をさせていただきました。

副会長：12ページのあたりに関わってきそうですね。いかがでしょうか。

事務局：先ほど副会長からお話いただいたこととB委員からお話いただいたことですが、まず副会長からお話いただきました小学校、中学校の管理職の件ですが、この成果指標といたしましては、市としては、どうこうできないというところですが、それに対応する活動指標によって、この成果指標も変わってくると思います。そうした成果に向けての活動指標をどう考えていくのか、具体的な事業をどう考えていくのかというのは重要なと思いますし、今、言われましたように、B委員からお話いただきました家庭での家事のシェア、男性の意識を変えていくとか、家族単位で意識を変えていくためにはどんな事業やどんな活動を行っていくのか、それが具体的にどういう成果として出てくるのかというのを後期に向けて、じっくり考えていく必要があると思ったところであります。

副会長：ありがとうございます。大体でできましたかね。議題の1についてよろしいでしょうか。色々出たので、ぜひ議事録に止めておいてもらって、今後のプラン実行に努力していければと思いました。よろしいですか。

次第4の(2)、亀岡市女性の登用率についてということで、事務局からお願いいたします。

事務局：それでは次に、議題の(2)亀岡市女性の登用について説明いたします。資料については、資料6をご覧くださいませようをお願いいたします。本市の審議会等の女性委員の登用率につきましては、2030年度までに、50%を目標数値に掲げております。2022年3月31日現在の登用率につきましては、34%で、前年の2021年3月31日現在の32.8%と比較して1.2ポイント増えております。審議会等の詳細につきましては、資料6の3ページ目、こちらの方に全部で54の審議会等が記載ございますが、こちらに記載のとおりでございます。先ほど、ご質問のありました34%につきましても、こちらの方に内訳の方が記載されておりますので、ご覧いただきましたらと思います。今後も、市役所各課からの審議会等への女性登用に関する事前協議の徹底を図り、女性の登用を進めていきたいというふうに考えております。また、審議会委員を団体の長や役員に限定することなく、その構成員の中から選出するなど、女性の推薦に配慮願うように依頼して、今後も多様な人材の参画により幅広い議論が図られるよう、より一層の取り組みをしていきたいというふうに考えております。次に、亀岡市役所における女性の参画状況につきましては、4ページに記載しております。2022年度当初で、女性の課長級以上と副課長を併せた管理職の割合につきましては、30.8%でございます。前年度の27.4%と比較して、3.4ポイント増加しております。5ページ目のグラフをみていただいても分かる通り、初めて30%を超えております。また、監督者としての係長の割合は、2022年度当初で、40.4%で、前年度の41.5%と比較して、1.1ポイント下がっております。次の6ページにつきましては、役職別・男女別亀岡市職員数を表とグラフで表しております。2022年度のところを見ていただきますと、総職員数は、753人、女性と男性の比率は、女性45.3%、男性54.

7%となっております。7ページ目から11ページ目は、行政委員会等への女性委員の登用状況、市議会の状況等をまとめておりますので、ご覧おき願いたいというふうに思います。つづきまして、12ページ目、ご覧ください。12ページの8番になります。育児休業取得数につきまして、男性職員が7名取得しており、取得率が8.7%となっております。また、取得日数が少なくとも一か月、多い場合は一年以上取得しております。また、その下9番、配偶者の出産休暇や、13ページ目の10番、育児参加休暇の取得率も年々上昇してきている状況でございます。

副会長：ありがとうございます。この議題は今のゆう・あいプラン等にも活かしていける、その背景になっているものを詳細にご報告いただいたということですが、委員の皆さん、今の報告に対して何かありましたか。詳細をもう少しお聞きしたいというものもあるかと思えます。いかがでしょうか。間を繋ぎますが、審議会の一覧表がずっと出ていますよね。3ページでしたかね、それでパーセントも出てまして。だから見るのは細かいですが。それで、もともと、その母数の中に、女性が少ないというの、前も議論した記憶があるんですが、そこで母数を増やしてもらう努力をその当該団体なり、充て職みたいにして、委員が決まってくるところがあると思うんですね。そういう場合はそこに働きかけるとか、それこそさっきのアクションがいきますよね。上がってくる数字だけを見て、やっていくと現状がずっとあるだけなので。その中で、例えばいじめ調査委員会の中に女性が1人しかいないとかね。何か努力すれば、色々な取組ができそうなのは、あるいは必要なところがありそうな気がします。なので、その団体に依拠している委員会というよりは、政策に依拠して色々動かしていかなければならないところだとすると、もう少し働きかけがあってもいいかなと思ったのもあります。あるいは病院経営審議会なんか経営している人がそれなりに入っていたとすると、女性が病院を運営するのはなかなかハードル高いところではないかなとかね。個々別々に気にするつもりはありませんが、パッと見でもいろんなアクティビティができそうところはあるかなと。委員の皆さんいかがですか。

D 委員：亀岡市の女性の登用率で審議会への女性の登用率についてというところで、本当に徐々に徐々に女性委員のいない審議会の数というのは、減ってきたと資料6を拝見して思っているところです。あと1組織というところの中で拝見していると、亀岡市予防接種健康被害調査委員会が0というところで、あとの1組織になっているんだと思います。他にも1人しかいないようなところとかもあって、いつまた0になるのかということもあると思いますが。こういったところに、なぜ0が続いているのかとか、あるいは、なぜパーセンテージがすごく低いのかというところについて、ヒアリングとかはされているのでしょうか。さっき母数自体がどうという話もあったと思うんですけども、それも原因の一つであれば、そのとおりだし、そうでない原因がもしかしてあるのであれば、またアクションのしようもあるのかなと思って、お聞きする次第です。いかがでしょうか。

副会長：ありがとうございます。これは、前からずっとあがっているんで、必要な手だてをどうしようかということだと思います。

事務局：ご指摘いただきました亀岡市予防接種健康被害調査委員会は、現状が4名ということになっておりまして、こちら、市長、医師会の会長、保健所の所長等、充て職になっておりまして、その役割の方が男性ということで、なかなか女性が委

員になれないというような状況ということは聞いております。

副会長：それらをどうするというのは、またそれらの団体のジェンダー平等での姿勢もあるかもしれませんね。ただそうやって調査をしつつ、一覧表を出しつつ、0だっていうのはあがってきますからね。そこで啓発努力してもらえないかな。今の点どうでしょうね、D委員。

D委員：なかなかこの0というのが解消できる見込みがないようなニュアンスで、画面越しですが伺った気がします。意思決定機関とか審議会とかそういったところで多様な意見が出ないということに、問題があるとは思いますが。もし充て職で、どうしても任期3年とかでなかなか次の委員を見込めないというのであれば、例えば準委員みたいな形であったりとか、あるいは、意見を言う、何らかの手段をプラスアルファで持つ等して、その解消が見込めるまでの間を、意見の多様性を確保できるような行動を実行していくというのでは、どうかなと今お聞きして思いました。色々難しいかもしれませんが、事実上多様な意見が出るような何らかの方策というのを、ここまで来て、解消の見込みがないから、そういうことをしていくというのも一つかなと思いましたが、いかがでしょう。

副会長：いかがでしょう。もう少しアクティビティレベルで見てもいいのではないかなと思います。

事務局：貴重なご意見いただきましたので、所管課と協議していく中で、色々な方法を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

副会長：この一覧表は、こういう男女共同参画の審議会で議論したとフィードバックされていくのですか。

事務局：部長級が集まります男女共同参画推進本部会議というもので、市長も交えてフィードバックしておりまして、こちらの方も話題に上がったところでございます。

副会長：そうですか。10%以下のところをちょっとハイライトしておいた方がいいのではないのでしょうか。そういう形で目立つようにして、意識づけをしてもらうといいかなと思いました。

D委員：おそらくそうしていただいても、思考停止に陥ると言い方が悪いのですが、仕方がないよねとか、そういうことでですね、わかってはいるが、如何ともしようがないよね我々ではとか。それでちょっと止まられると、向こう2年、3年止まられるともう困るという話かと思っておりますので、それならそれで現状はこれを前提とするしかないかもしれませんが、では、どういうふうに審議会を運営していくのか、男女共同参画の視点でということまで、今後は、各部長会であったり、審議会に対しての申し入れをしてもいい段階なのかなと思います。

副会長：ありがとうございます。色々な政策課題を審議会は担っているので、ジェンダー視点の主流化という視点から、男女共同参画部局だけがやっているわけではなくて、あらゆる行政部局に日常生活に関わって、ジェンダー平等が大事だということで。ジェンダー政策の主流化と呼ばれていますので、そういう観点から、部長会議などで励ますようなことも、今、委員から出ましたので、ぜひお願いいたします。

他はいかがでしょうか。この数字上も結構質問あるかもしれません。

C 委員：先ほどお伺いしていたことですが、審議会で、今50%が目標数値になっていたと思うんですが、この目標は全部の54の委員会すべての平均で50%ということだと思んですが、この目標がちょっとまずいかなと思います。女性がすごく強い委員会、子育て会議とかは73%という割合で、そこでカバーして、全然女性がゼロというところのカバーをしている割合の取り方というか、目標のとり方になってしまうので、女性が多いところは逆に男性を増やしたいと思しますので、やっぱりそれぞれの委員会で半分というのを目標には掲げて欲しい、せめて3割というのを目標に掲げて、平均的に良い感じになるような目標にしていただけると、今感じました。

副会長：ありがとうございます。貴重な御意見ですよね。マネジメントしていくのは大変かもしれませんが、ぜひ、より高度なプランにするには、そういう必要があるのかなと思って聞いていました。事務局、よろしいですか。今後、大事なジェンダー統計の観点だと思います。現状を反映すれば、当然女性が多くしようとしているところから出てくる、しかし、そればかりやっているところ「子育てがなかなか進まない」「子育て政策が進まない」とかあるので。バランスですよ。バランスを考えたらどうですかという御意見でした。それでは、G委員の手が挙がっていましたので、どうぞ。

G 委員：全然外れたことばかり申し上げて申し訳ないですが、先ほど、A委員からも言われていたように、女性が管理職とかいろんなところへ向かう時に、子育てとか、家事とか、大変なんですよという話の中で、今思いついたんですが、「育児参加」とか「育児休暇」とかという言葉について、新聞の投書欄に載っていたんですが、育児は労働なんだと。だから、「育休」になると、休んでいるような感じでとられてしまうので、東京都では、「育業」というふうに改められたと。その投書をしていた人は、育児労働というような言葉の方がいいのではないかとというようなことが載っていて、なるほどと思って。労働だと思うと、やっぱり家の中でも、周りの協力も得られやすいし、文言がもし変わるのであれば、そういう使い方もいかがかなと思って、言わせていただきました。すいません。ちょっと外れていますけど。

副会長：貴重な御意見ですが、全部ですね、さっきの管理職登用もそうですが、国の内閣府をトップにしたところと、都道府県、それから政令市、基礎自治体を全部統一して統計をとらなければならないんですね。そこで文言であったり、指標が統合されているんです。これがやっぱり、やや一元的に見えてくるんですよ。そうすると、私も「育児参加」ということはやめたほうがいいと思っていて、「参加」じゃないだろうとは思っているんですが、如何せん、そういう言葉遣いできているものがあるので、せめて亀岡市では、そういう意味でもあるんだという意見が出たとか、そんなことを共有してもいいかもしれませんね。貴重な御意見でした。あともう1件議題があって、重要な議題ですが、この統計はいつも出てくるので、また頭に常に入れておきましょう。そういうことで、ゆう・あいプランの方の進捗率に視点として持っていこうと。進行管理部会も作りましたので、そちらでぜひ、また継続して議論してください。ありがとうございます。では、続いて(3)ですね、女性の相談室の概要について、事務局からお願いいたします。

事務局：次に、議題（３）亀岡市女性の相談室の概要（２０２１年度）について、説明いたします。資料７を御覧ください。

１ページ目の集計表は、人権啓発課の女性の相談室が、昨年度１年間に受け付けた相談の集計結果をまとめたものでございます。相談件数は、全体で１，１０６件、前年度の９２２件より１８４件増加しております。これは、DVを含む夫婦関係の悩みや暮らしに不安を抱える方たちの相談が増えたためです。

続いて、２ページ目を御覧ください。女性の相談室には、常設の一般相談と、委託により行います「フェミニスト・カウンセリング」、「法律相談」がございまして。一般相談は、平日は毎日、相談員を配置し、電話による相談と来所相談を受け付けております。相談件数は、２０１９年度に一度減少しましたが、２０２０年度から増加傾向にあり、２０２１年度は１，０２８件で、前年度より１８３件増加しております。女性の相談室で受けた相談のうち、「配偶者等による暴力・DVの被害女性からの相談状況」を一番下の段に記載しております。２０２１年度は、来所が４５件、電話が８０件、情報提供が１９４件の相談を３５人の方から延べ３１９件受けており、その内、２名についてはシェルターへの入所支援をいたしました。この情報提供というのは、相談者について連携先の機関等に情報提供したり、情報提供してもらったりした件数となっております。

２０２０年度から、要保護児童対策地域協議会の実務者会議の構成員となったため、児童虐待を担当している子育て支援課との連携や、生活保護の窓口となる地域福祉課、また、精神的な病気を患っておられる方や高齢の方のDV被害もあり、障がい福祉課や高齢福祉課とも日々連携させていただいている状況です。

３ページ目は、２０２１年度の一般相談、フェミニスト・カウンセリング、法律相談の各相談内容を分類し、円グラフにしておりますので、御覧おきます。

副会長：ありがとうございます。女性に対する暴力、国の方でもテーマにしていまして、亀岡市で見ただけでもこういう現状になっているということですね。

いかがでしょうか。少し喋りますが、２ページ目の、配偶者とDVの記録、これは京都府に届け出る統計でもあると思いますが、警察統計という保護命令の件数は亀岡市在住者では出ていませんか。そこまで出てこないのであれば、京都府レベルで掴んでもらったり、或いは京都府で掴んでいるものをここに引用してもらってもいいですが、京都府全体での警察統計で保護命令件数が出てくるので、それは亀岡地域と特定できないかもしれませんが、府内の中での動向、直近の統計を引用してもらおうとわかりやすいかもしれません。このシェルター２件とか、結構大きく出てきているので。

いかがでしょうか。暴力、相談、悩み関係ですが、D委員、何かコメント等ありますか。法律相談もしていただいているようですので。

D委員：そうですね、ちょっと私の立場から言うのもなんですが、もう少し回数を増やしてもらえるとアクセスがいいのかなという気はしますが、毎月第２木曜日と偶数月の第４木曜日というところですね。本当にちょっと差し迫った方であれば、今日明日でも予約をしたい、法律相談をしたいというような方が、私の体感上多いかなと思っていまして。たまたまタイミングが合えば、御利用いただけるだろうと思うんですが、ちょっと差し迫っていたり、やはり日常生活でずっとその問題を抱えながら、解決の糸口なく過ごすのはしんどいものですから、そんな場合は他のところの法律相談を御案内されているのかなとは思いました。

数年前よりスピード感があがっている気がして、一昔前だと、「来月木曜日にやっているから」というのでお越しになるような、その時まで待てるような方も中にはいらっしやっただけかもしれないけれど、というのが私の体感的なところのこ

ントになります。

副会長：ありがとうございます。それは、ちょうどフェミニスト・カウンセリングも同じですね。今の見ると、実人員35人で相談件数延べ319回ですから、単純に考えれば、1人10回近くあるんですね。これらがフェミニスト・カウンセリングの枠と法律相談の枠で収まるかどうかとか、数字上の話ですが、そのように読み取れますよね。充実させるべき大事な領域だとは思っています。事務局からありますか。

事務局：今、D委員からも御指摘ありましたように、亀岡市役所の市民相談室で、毎週水曜日に法律相談を行っておりまして、もし、お急ぎの方がいらっしゃいましたら、そちらに御案内させていただいております。

副会長：ありがとうございます。委員会としても注目しておきたい数字ですね。他、よろしいですか。では、(3)の議題を終わります。最後に(4)その他は何かございますか。

事務局：ありません。

副会長：特に無いということで、これにて会議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。事務局から連絡を申し上げます。審議会の会議録は後日公開することとなります。公開前に事務局で作成しました案を委員の皆様へ送付いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。また本日の会議の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、届け出いただいております口座に振り込みをさせていただきます。前回の口座から変更の必要のある方は、本日事務局までお知らせください。金額は9,700円で、源泉徴収後、3月2日(木)に振り込む予定となっております。振込通知の発送はございませんので、お手数ですが、通帳等で確認いただきますようお願いいたします。それでは各議題の審議をいただきまして、ありがとうございました。本日いただきました御意見をもとに、亀岡市男女共同参画計画の実施状況の点検評価を行いまして、各事業を推進して参りたいと思いますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。本日は御出席いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。